

令和2年村上市議会第2回臨時会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和2年5月22日（金曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会選第6号 村上市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第 5 議第56号 村上市監査委員の選任について
- 第 6 議第57号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会選第6号 村上市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 5 議第56号 村上市監査委員の選任について
- 日程第 6 議第57号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

追加日程 議員発議第7号 村上市議会新型コロナウイルス調査対策特別委員会の設置について

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君

21番 山田 勉 君

22番 三田 敏 秋 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	忠 聡 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
総 務 課 長	竹 内 和 広 君
企画財政課長	東 海 林 豊 君
税 務 課 長	長 谷 部 俊 一 君
市 民 課 長	八 藤 後 茂 樹 君
保健医療課長	信 田 和 子 君
介護高齢課長	小 田 正 浩 君
福 祉 課 長	木 村 静 子 君
こども課長	中 村 豊 昭 君
地域経済 振興課長	山 田 和 浩 君
観 光 課 長	大 滝 寿 君
上下水道課長	山 田 知 行 君
選管・監査 事務局長	佐 藤 直 人 君
学校教育課長	菅 原 明 君
生涯学習課長	板 垣 敏 幸 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林 政 一
事 務 局 次 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第2回臨時会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日令和2年村上市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、人事案件1件、条例の改正1件、合わせて2件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、菅井晋一君、13番、鈴木いせ子さんを指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る5月15日、議会運営委員会を開き、協議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

尾形修平君。

〔12番 尾形修平君登壇〕

○12番（尾形修平君） 去る5月12日の臨時会におきまして姫路議員から特別委員会の設置に際し、会派に所属している議員だけが委員になるのではなく、公党としての共産党さん、公明党さんをはじめ、無会派の方が6名おられるが、今後どのように配慮されるおつもりなのかとの質疑に対しまして、村上市議会は会派制をしいており、議会基本条例の変更も必要になるとの答弁をいたしまし

たが、特別委員会の委員の選出に関しましては、議会の先例によりなされていまして、訂正しておわびいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ご了承を願います。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

改めまして新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました皆様に哀悼の意を表するとともに、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げる次第であります。

また、今なお治療に当たっている皆様には一日も早く回復されますようお見舞いを申し上げる次第であります。

この間医療の最前線、介護・福祉の現場において市民の安全・安心を守るための活動を継続している皆様、感染のリスクがある中、市民の日常生活を支えるためスーパーや薬局、地元の小売店、廃棄物の処理や物流といった、それぞれの産業の分野で活動を継続していただいている全ての皆様に心よりの感謝を申し上げますとともに、敬意を表するものであります。その上で新型コロナウイルス感染症に関します、これまでの本市の対応につきまして、その概要をご報告申し上げます。

政府は、去る4月7日、7都府県に対して緊急事態宣言を発出し、翌週の4月16日にはその対象範囲を全国47都道府県に拡大いたしました。これを受けて新潟県においては緊急事態措置として施設の休業要請や県立学校の休校等が行われ、本市におきましても小中学校の休校並びに学童保育所の拡大実施、公共施設の休止等の対応を取るとともに、感染拡大地域との往来自粛やゴールデンウィーク中の帰省の自粛を要請し、市民の皆様にも不要不急の外出自粛を呼びかけるなど、感染拡大防止に努めたところであります。特にゴールデンウィークについて、花角新潟県知事からは、県外から帰省を予定している方に対しまして、その必要性を検討していただき、不要不急な帰省を控えていただきたい旨の強いお願いがあり、私からも4月21日に全世帯にチラシを配付させていただき、同様のお願いと、これまで緊急事態が宣言された区域から帰省されている方には2週間程度不要不急の外出を控えていただき、ご家族の方を含めて健康観察を行っていただくよう、強く要請させていただいたところであります。

また、県をまたいだ移動につきましては、ゴールデンウィークを控えた4月24日に新潟県及び新潟市、東北6県に仙台市を加えた7県2市による東北・新潟緊急共同宣言が発出され、4月28日に

は新潟・長野・山梨・静岡、4県による中央日本四県知事共同宣言が表明され、広域的に一丸となった行動に発展してまいりました。これらを含めた全国的な取組が進められる中、去る5月14日に新潟県を含む39県についての緊急事態宣言が解除され、新潟県におきましても県の専門家会議の意見を踏まえ、適切な感染拡大防止策の徹底を前提として休業要請を解除することとなりました。その上で花角新潟県知事からは、日常のあらゆる場面においてウイルスへの警戒を怠らず、人と人の距離の確保、マスクの着用、そして手洗いの励行など、新しい生活様式を実践すること、県をまたいだ不要不急の移動については、引き続き厳に控えていただくこと、接待を伴う飲食店、カラオケ、スポーツジムなど、3つの密のある施設への外出は極力慎重に判断されることなど、これまでと同様に感染症予防対策を継続していただきたい旨のお願いがありました。

昨日政府は、国の基本的対処方針諮問委員会の答申を受け、政府対策本部において緊急事態宣言を実施すべき区域としていた8都道府県のうち、大阪府、京都府、兵庫県の2府1県が解除しましたが、首都圏の1都3県及び北海道については引き続き緊急事態宣言を実施すべき区域として緊急事態宣言を継続しております。引き続き市民の皆様には警戒を怠らないようお願いするとともに、新しい生活様式を実践していただき、感染拡大防止と、社会経済活動の維持を両立していただきますようお願いいたします。

これらの経緯の中で本市の対応状況につきまして、順次ご報告を申し上げます。初めに、市立小学校の対応についてであります。本市では、常に子どもたちの命と健康を守ることを最優先と考え、休校の措置を取ってまいりました。3月3日から3月24日までの間は国の要請を受け休校いたしました。その後には、県立学校の休業措置を受け、4月16日から5月6日までの間、必要に応じ登校日を設けるなど、子どもたちの生活や健康に配慮しながら休校措置を実施をいたしました。5月7日からは3つの密の解消を図りながら、分散登校を実施してまいりましたが、5月15日の県の専門家会議の見解を受け、5月20日から適切な感染防止対策を行った上で通常登校を再開をいたしております。

次に、公共施設の利用制限につきましては、3月5日から3月31日までの間、利用を休止させていただき、3月25日以降、準備が整った施設から徹底した感染の拡大防止策を講じた上で、図書館など、一部の施設について利用を再開をいたしました。首都圏を中心に感染者数が増加し、県内における感染の拡大も大いに懸念されたことから、3月28日から4月12日までの間、再び利用休止をいたしました。その後、4月12日以降においても全国的な感染者数の増加に伴う緊急事態宣言措置が発出される中、利用休止の措置を実施したところであります。緊急事態宣言措置が解除された5月7日以降、市の公共施設利用判断基準に基づき3つの密の解消策を講じながら順次再開の準備を進めてまいりましたが、イベントや会議の開催規模などについてのガイドラインが示されているところでありますので、それにのっとり順次市の公共施設についての利用が再開している状況であります。

また、これまで多くのご要望をいただきまいりました図書館についてであります。6月2日から通常の運営を行うこととしているところであります。市民の皆様には新しい日常、新しい生活様式の実践を努めていただきながら、ご利用をいただきたいと考えているところであります。

市民の皆様にはこれまで不要不急の外出等を控えていただくなど、大変不自由な生活をお願いしてきたところであります。本市においては、現時点で感染者の発生が確認されておりません。市民の皆様が一丸となってステイホーム、3つの密を徹底して回避する取組を実施していただいたことによるものであると、改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、むらかみ学生応援便についてであります。今年のゴールデンウィーク期間については不要不急の外出を控えていただくとともに、県外からの帰省についての自粛をお願いしたわけですが、多くの学生の皆さんからこの要請にご協力をいただきました。改めて、多くの学生の皆さんに感謝を申し上げる次第であります。

そうした中、緊急対策プロジェクトチームの若手職員を中心に、ふるさとを離れ、行動を制限される中頑張っている学生の皆さんを応援したいということで、むらかみ学生応援便、あなたにまごころ届け隊としてふるさとを感じてもらおう特産品とマスクを送らせていただいているところであります。5月21日現在で459件の申込みがありました。学生の皆さんからはお礼の手紙、メッセージが多く寄せられているところであります。いましばらく行動が制限される中での生活が続くことになると思いますが、ふるさと村上市はいつも学生の皆さんとつながっています。ふるさとを思い出して頑張ってくださいたいと思っております。また、このゴールデンウィーク期間中に地元の新潟リハビリテーション大学、新潟看護医療専門学校村上校の学生の皆さんも市外・県外への帰省を自粛し、本市に滞在して頑張っていりました。それぞれのふるさとを離れ、村上の地で頑張る学生の皆さんです。同様の支援を行うこととしたところであります。

次に、マスクの配布についてであります。感染症の拡大に伴い、マスクの入手が困難となり、医療現場で重症化しやすい高齢者の方が利用する介護施設・福祉施設での品不足は市民生活に大きな影響を及ぼしかねない状況となりました。本市では、その対応といたしまして、医療機関・介護福祉施設に3月31日と4月5日の2回にわたり2万6,000枚のマスクを配布したほか、4月6日には小・中学校・保育園・幼稚園・中等教育学校へ5,000枚のマスクを配布いたしました。さらに、5月15日には重症化しやすい75歳以上の高齢者の方々の予防対策として1万3,200枚のマスクを配布させていただきましたところであります。また、マスクにつきましては市内の4つの事業者の方からご寄附をいただきました。自社の社員の感染予防対策と同時に市の感染予防にも役立ててほしい、保育や学童保育所で働く皆さんを応援したい、学校現場で先生方が使えるマスク、子どもたちが使えるマスクをといた、本当にありがたいお申出をいただいたところであります。改めて感謝を申し上げる次第であります。

この新型コロナウイルス感染症に対する対応につきましては、新たな日常を実現するため、新し

い生活様式といった日常生活を実践しながら、息の長い取組が必要となります。今後も医療現場・介護及び福祉現場、そして学校現場など、幅広い場面において活用させていただきたいと思っております。

次に、経済対策支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響は、市内経済にこれまで経験したことのないダメージを与えています。特に飲食店を経営される方は事業の継続も危ぶまれる状況に陥っております。まず、早晩3月31日付で昨年のお雪による影響分も含めた信用保証料補給金について、998万9,000円の専決補正を実施し、融資に対する支援を行ったところであります。しかしながら、本市経済への影響は日々深刻化する中、今を何とか持ちこたえていただき、事業を維持、継続できるよう速やかに対応することが極めて重要であることから、新型インフルエンザ等対策本部内に副市長をチームリーダーとする緊急対策プロジェクトチームを設置し、早急な支援の実施について指示をいたしたところであります。

支援策の制度設計に当たりましては、商工会議所及び4商工会、市内金融団との懇談に私も出席をし、市内経済の状況についての情報収集に努めるとともに、商工会議所及び商工会の青年部岩船青年会議所のメンバーを対象に実施させていただきましたアンケートの調査結果をできるだけ反映し、練り上げてまいりました。関係者の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

具体的な支援策であります。第1弾の支援といたしまして、まず1つ目に販売促進応援プロジェクト事業補助金を創設いたしました。この事業は休業要請等によりテークアウトやデリバリー等、営業形態を変更する必要が生じた場合、変更に必要な経費の一部を支援するものであります。

2つ目の支援策といたしましては、雇用維持奨励金を創設いたしました。この支援策は、国の雇用調整助成金を活用して、雇用を維持した事業者に対し追加で支援を実施するものであります。

3つ目の支援策といたしましては、休業支援金を創設いたしました。4月16日から5月20日までの間に7日間連続して休業した事業所に対して10万円を支給する制度であります。業種の指定を行わずに実施をいたしているところであります。

4つ目の支援策といたしまして、店舗賃料緊急支援助成金を創設いたしました。事業を継続する上で固定費として大きなウエートを占める店舗の賃料の一部について支援することとしたものであります。そのほかに、3月31日付で専決補正した信用保証料補給金が今後不足する見込みであることから、さらに追加し、新たにテークアウトやデリバリーを展開している店舗や商品を紹介するサイトを立ち上げる事業など、6つの支援策に消毒剤等の経費を加え、4月21日付で予算総額1億1,600万円の専決補正を行ったところであります。歳入予算につきましては、財政調整基金及び繰越金を充当いたしましたところであります。最も申請数が多かった休業支援金につきましては、5月21日現在で申請件数で457件、交付額で4,570万円の支援を行っております。さらに、この5月18日付で総額3億円の第2次経済対策についての専決補正を実施いたしました。対策の内容につきましては、感染拡大防止対策、経済支援対策の2つとなります。

感染拡大防止のための支援策については、医療機関や障がい者福祉施設・介護福祉施設・保育施設などにおける感染症予防対策としてマスク・消毒薬などの衛生用品を引き続き確保することといたしております。また、施設などで使用する防護服などの医療資材が不足していることから、国や県からの支援と合わせ、確保に努めることといたしております。加えて市民の皆様の健康診断や乳幼児の健診など、感染症予防対策を講ずるため、その実施方法などについては、変更させていただいているところであります。市民の皆様が不安に感ずることのないよう、対応していくことといたしているわけではありますが、それら事業の変更などに要する経費を措置することといたしております。

経済支援対策では、市独自の5つの支援制度を創設いたしました。1つ目は、瀬波温泉未来利用宿泊券事業補助金であります。観光客の減少による瀬波温泉旅館共同組合で実施する運転資金確保のためのクラウドファンディングへの支援を行うことといたしております。

2つ目は、村上市版の宿泊施設持続化給付金であります。国の持続化給付金の支給決定を受けた宿泊事業者に対し、令和元年度の入湯税の額または施設の宿泊定員に1万円を乗じた額、いずれか高い金額を給付することといたしております。

3つ目は、村上市元気づくり商品券発行事業補助金であります。プレミアムつき飲食チケットとプレミアム商品券を発行することといたしております。市内経済は不要不急の外出を控えていただくなどの行動の制限に伴い、著しく消費が落ち込んでいます。市内飲食店の皆様や小売店の皆様には非常に厳しい経営が続いている状況となっているところであります。これを回復させるため、市民の皆様の消費意欲の喚起と、事業者の皆様の売上げ向上のための支援を実施することといたしました。まずは、市内飲食店で使用できる限定のプレミアムつき飲食チケット、3,000円で購入していただき、6,000円分利用可能なチケットであります。これを5,000セット販売いたします。これにより飲食店の事業回復を図ってまいります。続いて、市内飲食店での利用のほか、市内小売店で利用できるプレミアム商品券5,000円で8,000円分利用可能な商品券、2万セットを販売いたします。チケットとプレミアム商品券については販売時の混雑を避けるため、あらかじめお申込みをいただき、抽せんとさせていただくことといたしました。詳しい内容につきましては6月1日発行の市報でお知らせすることといたしております。

なお、申込みの期限につきましては、6月10日を予定しているところであります。

4つ目は、3密解消応援プロジェクト事業補助金であります。事業者が事業再開するに当たり、新しい生活様式の実践のため、3つの密を回避するため、席と席の間に仕切りを設けたり、飛沫防止シートを設置するなど、対策を講じた場合にこれらに要した経費を支援してまいります。

5つ目は、観光客早期回復応援事業であります。現在新潟県では県をまたいだ往来を控えていただくよう要請を行っているところでありますが、いずれ事態が終息した際には多くの皆様から村上市に観光で訪れていただきたいと考えております。当面は県内の皆様、そして終息後には県内外か

ら多くの観光客の皆様にも村上市へお越しいただくため、宿泊割引クーポン券やお土産割引補助券を発行することといたしました。また、いつも村上市を応援してくださっているふるさと納税寄附者の皆様にはノベルティグッズのプレゼントを行い、直接村上市にもお越しいただくよう旅行需要の喚起を行っていくことといたしております。こうした対策を講じながら大きなダメージを受けている市内経済を段階的に回復させていくことが必要となります。国からは事業者向けに業種別のガイドラインが示されているところでもあります。新たな日常の実現に向けて、新しい生活様式を実践しながら感染の拡大防止に努めつつ、社会経済活動の維持、回復を両立させていかなければなりません。市内の飲食店を含め、それぞれの事業者の皆様にも新しい生活様式を踏まえた営業活動の実践に向け、感染症予防、感染症の拡大防止のための対策を講じた上で事業を再開し始めているところでもあります。市民の皆様には感染の予防、そして感染の拡大防止といったことに十分気をつけていただきながら、徐々に消費活動を進めていただき、本市の経済を支えていただきたいと考えているところでもあります。

次に、市民生活への支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、経済活動が停滞し、収入の減少により公共料金等の支払いが生活の負担となることが懸念されます。国による公共料金等の徴収猶予等の支援のほか、市といたしまして、市税・国民健康保険税・介護保険料の徴収猶予、また上下水道料金の支払い猶予、下水道使用料の減免、国民健康保険税傷病手当金の支給、県営・市営住宅の家賃の減免について実施をいたしております。これまで数件の申込みがありました。さらに本市の奨学金制度を利用している方につきましては、最長6か月の返還を猶予することとしたところでもあります。

今後もこの感染症による市民の皆様への生活への影響を注視し、現在実施している支援策について適宜見直しを行い、効果的な支援を継続していく必要があると認識しているところでもあります。引き続き市民生活・市内経済の動向につきましては、最大限の緊張感を持って注視をしていかなければならないと考えているところでもあります。

市では、市民の皆様への不安や疑問にお答えするため、市のコールセンターを総合窓口として拡充し、人員体制を含めて機能の強化を図っておりますので、これら支援策を含めご相談をいただきたいと思います。

続いて、特別定額給付金についてであります。本市では、5月11日に申請書を郵送し、翌12日から受付を開始しております。5月21日時点で特別定額給付金の対象世帯、2万2,708世帯、2万112件の申請を受理し、1万8,814件の振り込みを完了しており、給付対象者の86%に給付を終えているところでもあります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関して。寄附金の窓口を設けてほしいという温かいお申出をいただきました。この5月20日に村上市新型コロナウイルス対策応援基金を設置し、寄附の受付を開始させていただいたところでもあります。なお、この基金については通称むらかみ未来きらっ

と★基金とさせていただきます。ご寄附をいただく皆様の善意がまさに未来にきらっと輝くことができるように、今後の対策に活用させていただくことといたしております。

また、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングを5月21日から実施をいたしております。広く本市を応援していただくための受け入れ体制を整備したところであります。

最後に、私からお願いを申し上げます。新型コロナウイルス感染症による感染者に対する誹謗中傷などによりお住まいの地域での生活ができなくなっているといった事案が全国で発生をいたしております。これまでもお願いしてきたところでありますが、感染者や医療従事者はもちろんですが、そのご家族や関係者、そして勤務先などに対する誹謗中傷、いじめ、偏見など、差別につながる行為は決して許されるものではありません。不確かな情報や誤った認識に惑わされず、人権を侵害する行為に及ぶことのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたしたいと思っております。

今後とも市民の皆様の命と生活を守るため、先頭に立って取り組んでまいりたいと考えているところであります。市民の皆様には新たな日常の実現を確かなものとするため、新しい生活様式の実践を進めていただきたいと思います。引き続き市民の皆様、そして議員の皆様には格段のご理解とご協力をお願いする次第であります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 市長、ご苦労さまでございました。報告細かく聞かせていただきまして、職員の大変なご苦労、ひしひしと感じて聞かせてもらいました。その中で若干私聞きたいなと思ったことがありましたので、議長、2問でしたっけか。3問。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○7番（本間善和君） はい。1点目1つお願いしたいと思います。

休業支援金について、457件という格好で大勢の方がご利用いただいたという格好で、非常に私は有効だったのではないかなと思うのですけれども、市長の説明の中にも業種の指定を行わずという言葉がありました。県の休業要請という業種、あるいは協力金というような格好で出したわけですが、その県の要請した業種との違い、はっきりは、そこから外れた業種というのはどのぐらいあったのか、この457件の中で分類してありますか。担当課長だと思います、これは。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（山田和浩君） 県との比較という中で、そこまでの分類はまだいたしていませんけれども、業種別という形では現在手元に数字を持っております。それで、宿泊・飲食業としては177件、サービス・娯楽業として135件、卸・小売として97件、そのほかで48件というような申請の状況でございました。

○7番（本間善和君） はい、分かりました。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 県の制度との比較という点で申し上げますと、県の場合は休業要請の期間中全て協力してくれた事業者に対してその協力金としてお支払いするという話でありました。私どもは4月16日から5月20日までの長い期間ではありましたが、その間の7日間だけ休業に取り組んでいただいた方には給付をするという仕組みでしたので、そこは全く異質なものだというふう

に思っております。

○7番（本間善和君） その点については結構でございます。もう一点……

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） もう一点お願いしたいと思います。

実はこの今の報告の中の大きな6番の中の2次の経済支援政策の中の2番目になるわけですが、（2）番目、村上市版の宿泊施設持続化給付金という項目がありますけれども、この対象者というのが国の持続化給付金を申請した者という大前提があるわけですが、現在のところ、どのぐらいの数になるか、担当課では見込んでおりますか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） はい。おおむね44ぐらいの事業者数になるかというふうに想定しております。

○7番（本間善和君） 数そのほかにも見込んであるということは私非常に安心しましたので、次の
もう一点……

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。挙手して発言するように。

○7番（本間善和君） 3番目になりますが……

○議長（三田敏秋君） 本間善和君、挙手して。挙手して発言を求めます。

○7番（本間善和君） はい、お願いします。議長、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 3点目、最後になりますが、非常にこれはうれしいことだったので、給付金のこの10万円という、今お話が出ました。村上市の対応は全国の状況等を聞きまして、ニュース等でいろいろ二重給付とか給付が時間がかかっているとかという格好での頻繁なニュースが流れている中で、現在八十数%、もう90%近いという数字が出ているということで、非常に職員の方がご苦労されたという格好で私取りました。間違いなくこういうふうに給付されたということで、これは最後になりますので、大変ご苦労さまでしたということで、私の質問を終わらせてもらいます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　ございませんね。これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4　議会選第6号　村上市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（三田敏秋君）　日程第4、議会選第6号　村上市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることと決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名推薦の方法については、議長において指名することとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。村上市選挙管理委員会委員に村上市大津3238番地、鳴澤到君、村上市北黒川108番地2、斎藤誠君、村上市平林56番地、武者秀雄君、村上市山辺里804番地、伊藤正智君、同補充員に村上市勝木207番地9、本間清君、村上市下鍛冶屋480番地、田島一郎君、村上市高根447番地、板垣恵一君、村上市長井町1番9号、小杉和也君、以上、選挙管理委員会委員4名、同補充員4名を指名いたします。

なお、地方自治法182条第3項の規定により補充員の補欠の順序はただいま補充員を指名した順序によることといたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名した者を村上市選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鳴澤到君、斎藤誠君、武者秀雄君、伊藤正智君が村上市選挙管理委員会委員、本間清君、田島一郎君、板垣恵一君、小杉和也君が同補充員に当選をされました。

日程第5　議第56号　村上市監査委員の選任について

○議長（三田敏秋君）　日程第5、議第56号　村上市監査委員の選任についてを議題といたします。

渡辺昌君は退席を願います。

[11番 渡辺 昌君退席]

○議長（三田敏秋君） 理事者から提案理由の説明を求めます。
市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第56号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市監査委員のうち、議会議員の中から選任するものとしたしまして、村上市塩野町、渡辺昌氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会のご同意を求めるものがあります。

同氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。市議会議員として8年間務められ、地方公共団体の財務管理や行政運営に関して優れた識見をお持ちの方でありますので、適任と考えております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。質疑なしと認めます。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。それでは、投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

それでは、渡辺昌君を入場させてください。

[11番 渡辺 昌君入場]

○議長（三田敏秋君） それでは、渡辺昌君に申し上げます。

村上市監査委員の選任については同意することに決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

日程第6 議第57号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第57号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第57号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由のご説明を申し上げます。

議員各位もご承知のとおり、このたびの新型コロナウイルス感染症の猛威は、市民の皆様の生活、そして事業者の皆様様の経済活動にこれまで経験したことのないダメージを与え、その影響につきましては長期化することが懸念されております。本市におきましては、市民の皆様のご協力により現時点で感染者は確認されておりませんが、まだまだ予断を許さない状況が続いており、日々緊張感を持った対応に取り組んでいるところであります。そうした中、市民の皆様にはこれまでの間不要不急の外出の自粛、また感染が拡大する地域を含めて県をまたいだ往来の自粛といった大きく行動を制限するお願いにご協力をいただいております。また、飲食店などを多くの事業者の皆様には新潟県からの休業の要請にご協力をいただくなど、まさに経営の根幹を揺るがす取組にご協力をいただいております。そうした取組を進める中であって、ようやく新しい生活様式を実践しつつ、社会経済活動との両立を目指していくといった日常の回復に向けての取組を実行する段階に進みつつあります。こうした回復に向けた取組をしっかりと前に進めていく上においても必要な支援を続けていく、継続していく必要があると考えているところであります。このような状況を踏まえ、私といたしましては、これからも必要となる支援の一助になればという思いから市長、副市長、教育長の給与につきまして減額の提案をさせていただくことといたしました。減額の内容につきましては、市長、副市長及び教育長の給料につきましては、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、給料月額15%を減額することとし、期末手当につきましては、令和2年6月及び同年12月に支給される期末手当の15%の額を減額するものとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） ありがとうございます。市長の今の三役の減額提案でございますが、非常に英断だということで、私聞いておりました。参考ですけれども、総務課長、分かりましたら、総額でどのぐらいの予定になるか、参考で分かっていたら教えていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） すみません、資料を持ってまいりましたのですが、400、すみません、ちょっと……申し訳ありません。次の質問の最後のほうに答弁させていただきます。今資料大至急探しま

すので、申し訳ございません。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 例えばこの議案が通りましたら、今大体四百数万円という金額が出たわけですが、企画財政課長、この減額の額という金額に対して、これは基金のほうに入れるという格好でできるものなのではないでしょうか。その辺だけ教えていただきたいと思いますが。今新設する基金、新型コロナウイルス基金というのを先ほど報告がありましたけれども、そこに入れることができるのか、できないのか、その辺のほうお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 先ほどの基金というのは、市の会計を通る基金でございませんで、そちらに入れることはできないということでございます。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 大変失礼いたしました。総額で、共済費等を除きまして、407万2,846円でございます。大変失礼いたしました。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。大変英断と私も思っておりますけれども、ちょっとこれは事前に総務課のほうの調べで、407万2,846円、市長で166万3,132円、副市長で127万6,440円、教育長で113万3,274円と、総額で今言ったように400万何がしかということになりますが、この15%とした考え方、10%もあつたらうし、20%もあつたらうし、それを市長が15%と三役で決めた根拠は何ですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ご承知のとおり、市長、副市長、教育長、この給与につきましては特別職報酬等審議会の委員の皆様方のご議論を踏まえた上で、その意見を反映をさせていただいて、条例で決定をすることとなります。軽々しく減ずるということは、本来はあつてはならないというふうに思っております。これまでも10分の1何か月という減ずる措置を講じていますが、あれは私の管理監督の責任を取るという形でありますので、全く異質のものでありまして、そういった意味を含めまして、これまでの経験したことのないわけでありまして、そういった類似の前例等を全て勘案をさせていただきまして、15%を妥当と判断したということとなります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。大変厳しい中でそれだけ減額していくということは、大変英断だとは思っております。

それとあと、いわゆる考え方としては、6月30日に支給される、いわゆる予定されたボーナス、手当、それをまるっと考えたときに、まるっと考えたときというのはどういうことかということ、市長が154万1,770円のいわゆる手当を本当は支給される、副市長で118万3,300円、教育長で105万

570円、合わせて377万5,640円という金額が本来この報酬削減しなければ市長さん、三役に入る総額なのですが、それ以上にいわゆる削減を行っているというのは、これは非常に私は大変英断だなどは思っておりますが、考え方によれば、ほかの自治体では市長さんあるいは三役含めて市長が、トップが、首長が多いのですけれども、全額返納みたいな形で削減を、ボーナス全部するという形で1回で、1回というか、そういう形でやっている自治体もありますけれども、そういう形を取らずに、いわゆるこの6月の末の15%賞与、手当、それ全部段階的に3月の31日までの間に15%を決めたその段階を経て決めていったということに対しての根拠は何でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市民を含めて多くの皆さんが大変な思いをされております。先ほど申し上げましたとおり、これからやはり少し息の長い対策を講じていかなければならない。そういった中であって、まず当面、令和2年度、この年度につきましては、この感染症を乗り越えるのだという意思表示、これからまだまだ市民の皆さんも大変だと思います、市内経済が戻ってくるまで。そういった一人一人の皆さんとともにありたいというふうに思いました。ですから、私もこれまで職員本当に昼夜をたがわず頑張ってもらっています。その思いとともにありたいということで、長い期間こういったことを、ある意味戒めというのですかね、そういう自分に対する、そういうこととして捉えながらいきたいということで、今回こういう制度設計の立てつけにしたということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いわゆる1回の賞与ではなくて、長いスパンの中でそれを戒めていこうという、そういう考え方がそこに入っているのだよということなのでしょう。副市長、どうですか。あなたも一緒に15%市長さんと一緒にやっていくわけですがけれども、いろんな思いがありますでしょうけれども、何かございましたら、ひとつお願いしたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 私といたしましても緊急対策プロジェクトチームのチームリーダーということで市長からの指示の下に、特に市民の皆様方の生活、それから経済というふうなことで情報を集めながら精いっぱい務めさせていただいているところであります。今市長から申し上げましたように、今回のこの新型コロナウイルス感染症につきましては、やはりある程度長い期間が回復には必要だというような思いと、市民の皆様方と一緒にあって、それを乗り越えるという気持ちがここにはやっぱり入っているのだということをしつかり自分としても受け止めながら努めさせていただきたいというふうに思います。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。そういうことでちょっとつらいでしょうけれども、市民に寄り添いながら頑張ってもらいたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。討論なしと認めます。

これから議第57号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

追加日程 議員発議第7号 村上市議会新型コロナウイルス調査対策特別委員会の設置に
ついて

○議長（三田敏秋君） ただいま高田晃君から7名の賛成者とともに、議員発議第7号 村上市議会
新型コロナウイルス調査対策特別委員会の設置についてが提出されました。

お諮りします。ただいま提出されました議員発議第7号を緊急事件と認め、この際日程に追加し、
審議することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員発議第7号は緊急事件と認め、日程に追加をし、審査・審議することに決定をいた
しました。

追加日程第1、議員発議第7号 村上市議会新型コロナウイルス調査対策特別委員会の設置につ
いてを議題といたします。

事務局から議案を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（三田敏秋君） 提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま上程されております議員発議第7号 村上市議会新型コロナウイルス
調査対策特別委員会の設置については、去る5月18日に開催されました議会運営委員会で検討が
なされ、その後5月20日の全員協議会で協議され、ご確認をいただいた内容に基づく特別委員会の

設置についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

新型コロナウイルス感染症対応における本市議会の動きといたしましては、改選前の4月10日に新型コロナウイルス感染症の影響による市民及び市内事業者の不安軽減に向けた取組を求める申入れを市に対して行ったところでありますが、我々第4期の村上市議会議員として改選後の初議会である5月12日に全会一致で新型コロナウイルス感染症対策に関する決議を行ったものであります。今回の特別委員会の設置は、この決議を受けて早急に議員が一丸となって具体的な取組が進められるよう体制を整備するものであります。名称につきましては、本委員会の名称は新型コロナウイルス調査対策特別委員会とする。目的といたしましては、本委員会は新型コロナウイルス感染症の影響から市民の安全・安心の確保のため、一層の感染予防・抑制と市民生活の復旧、経済活動への影響の軽減、そして事態の収束に向けた必要とされる取組について調査を行うとともに、市が行う対策の効果を確認・評価し、その効果が早急に発揮されるよう、適時、提言を行うことを目的としております。

本委員会は、議長を除く全議員をもって構成しております。本委員会は、上記の目的を達成するまで議会閉会中も継続調査することとなっております。

賛成者は、河村幸雄議員、本間善和議員、小杉武仁議員、鈴木好彦議員、長谷川孝議員、佐藤重陽議員、尾形修平議員、そして提出者は私高田晃であります。議員各位のご賛同をお願いしまして提案理由の説明といたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 高田議員、ご苦労さまでございます。

確認の意味でちょっと質問したいのですけれども、今おっしゃるように、この議案そのものは20日の全員協議会で議員全体の中で一致された形の中でこうやって今発議しているのだよというのがありますので、その内容的には異論はございません。ただ、20日の全員協議会のとき、この特別委員会を設置しましょうよということを決まった後にご存じのように私のほうから議員報酬削減についてはどんなものでしょうかねということで、これが協議題として全員協議会の中でも意見交換ございました。その中でいろいろな議員さんから様々なご意見もございましたが、1つは特別委員会が今立ち上がってやっていく中で、そのときには今すぐ今日そこでというわけにはいかないから、特別委員会の中で決まっていくのだから、6月に入ってからでも、いわゆる協議して、そこでやっていけばいいのではないかという声が、ちょっと何人かの議員からもございました。考えてみると、そういう考え方でよろしいのですか。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 特別委員会が今回の皆さんの了解を得れば今姫路議員がおっしゃるような、そんな6月議会でいいのではないかというふうな悠長なことは言っていないので、至急その

部分についても皆さんと議論していきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いやいや、私の言っているのは、特別委員会の中でその報酬の削減等も考えてやっていくという方向性があるのかということ。それでいいのかということを知っています。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） おっしゃるとおり、その方向性でいいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということになれば、今回の特別委員会の目的の中にそのことが書かれていない。いわゆる議員報酬の削減等も考えていくことなんか一言も書かれていない。そうなれば、やっぱり目的のないことを特別委員会の中で協議したり、報告したりなんていうことはできっこないと思うのです。これについて見れば、どんなふうな解釈があって、どういうところでそれを反映しようとしているのですか。発議者としてその内容的にはどういうふうを考えていくのか、目的のないものを協議したり、審議したりなんていうのはできっこない。議長、これどういうふうな解釈すればいいのですか。一回議会運営委員会でも開いてみて、全員協議会でも開いてみて、ちょっと調整したほうがいいのではないですか。特別委員会の目的にない。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏議員、対策だから、対策の中にはやっぱり自分たちの……

○15番（姫路 敏君） 私は、まず委員長に、委員長というか、高田さんに聞いている。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 個々具体的に細かくこの提案理由の中にその目的を書くということはなかなか難しい部分だと思います。そして、いわゆる市民生活の安心・安全、そして経済対策、これがこの特別委員会の中心的な部分であります。当然今日までいろいろ全員協議会等で議論してきた議員おっしゃる報酬の削減等についてもこの特別委員会で審議していくというふうなことは私も当然だと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。それでは、この特別委員会の中の経済活動への影響の軽減、そういった部類に当てはまることではないかと、であれば特別委員会でこれは審査して、協議してということに値するよということで私も解釈しまして、よいですね、それで。

○議長（三田敏秋君） 私からも申し上げます。このいわゆる発議の中で必要とされる取組という項目がございます。そこで理解をお願いします。終わり。3問終わっているから。

○15番（姫路 敏君） だから、議長、私20日の全員協議会の中でこの特別委員会の設置が終わってからそういうことの見解交換が出てきたではないですか。私は特別委員会でそれがやればいい、やろうという方向性は、それは分かったのですが、特別委員会の……

○議長（三田敏秋君） だから、3問終わっているから。

○15番（姫路 敏君） 待つて待つて。

○議長（三田敏秋君） 駄目駄目。

○15番（姫路 敏君） 特別委員会の目的の中にそれがないのであればということで、しかし……

○議長（三田敏秋君） 3問終わっているから、駄目。ルールだから、駄目。

○15番（姫路 敏君） いや、ちょっと待つてください。議長も委員長もそれでよしとしているのであれば、私はそれで担保取れたから、これでいいのです。それだけなのです。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第7号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました新型コロナウイルス調査対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、村上市議会新型コロナウイルス調査対策特別委員会委員に選任をされました。

これから正副委員長互選のため新型コロナウイルス調査対策特別委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。

休憩中に委員会条例第10条第1項の規定によって、新型コロナウイルス調査対策特別委員会を第1委員会室に招集をいたしますが、休憩を挟んで11時20分から委員会を招集いたします。正副委員長等の決定の後、議長宛てに報告をお願いいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時54分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長の互選の結果、委員長に大滝国吉君、副委員長に尾形修平君が選任された旨報告がありました。

委員長から就任の挨拶をお願いします。

大滝国吉君。

〔新型コロナウイルス調査対策特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○新型コロナウイルス調査対策特別委員長（大滝国吉君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

特別委員会で全会一致で推薦をされました者でございます。このコロナウイルスに対しましては、本当に世界・日本、またこの村上市でも非常に大変なことになっております。市民の皆さんが少しでも安心して暮らせるために我々議会も一丸となって取り組ませていただきたいと思います。

また、今ほど特別委員会の中でもいろいろな発言がありました。その中で今回我々議会といたしましても行政視察経費、3常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会の視察は、今年はやめようということになりました。また、政務活動費についても、各会派の活動費についても、今回は遠慮して、またそちらのほうに取り組もうということで決定をしております。また、なお議員報酬についてもこれから皆さんでいろいろ審議をしていただきながら進めてまいるということで話し合われました。一日も早く市民が安心して暮らせる市にしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 15番、何ですか。

○15番（姫路 敏君） ちょっといいですか。今ほど特別委員長のほうからご発言等ございましたが、我々の行政視察、そして政務活動費等々の合計の金額がきちんと出ておりますので、それはしっかりとやっぱりもしできれば特別委員長にご発言していただければありがたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） それは委員長の裁量ですので、委員長、あれですか。示しますか。

大滝国吉君。

○新型コロナウイルス調査対策特別委員長（大滝国吉君） 両方合わせて408万7,000円になります。

○議長（三田敏秋君） よろしいですか。

○15番（姫路 敏君） いいです。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和2年第2回臨時会を閉会といたします。

皆様には大変ご苦労さまでございました。

午前11時58分 閉会